

議案第 4 9 号

渋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 3 月 2 3 日提出

渋川市長 星 名 建 市

渋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

渋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 1 8 年渋川市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「4 3 5, 0 0 0 円」を「4 7 0, 0 0 0 円」に改め、同条第 2 号中「3 9 0, 0 0 0 円」を「4 4 0, 0 0 0 円」に改め、同条第 3 号中「3 6 5, 0 0 0 円」を「4 2 0, 0 0 0 円」に改め、同条第 4 号中「3 6 0, 0 0 0 円」を「4 1 0, 0 0 0 円」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

（4） 議員（常任副委員長及び議会運営副委員長） 月額 4 1 5, 0 0 0 円

第 3 条第 1 項中「及び議会運営委員長」を「、議会運営委員長、常任副委員長及び議会運営副委員長」に、「日割」を「日割り」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

議員報酬の額を改定するため、所要の改正をしようとするものである。

渋川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（議員報酬） 第2条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。 （1） 議長 月額 <u>470,000円</u> （2） 副議長 月額 <u>440,000円</u> （3） 議員（常任委員長及び議会運営委員長） 月額 <u>420,000円</u> （4） 議員（常任副委員長及び議会運営副委員長） 月額 <u>415,000円</u> （5） 議員 月額 <u>410,000円</u> 第3条 議員報酬は、月の中途において就職（議長、副議長、常任委員長、<u>議会運営委員長、常任副委員長及び議会運営副委員長</u>にあつては就任）したときは、その職についた日から<u>日割り</u>により支給し、任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散によりその職を離れたときは、その日までの議員報酬を支給する。 2・3 （略）	（議員報酬） 第2条 議会の議長、副議長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。 （1） 議長 月額 <u>435,000円</u> （2） 副議長 月額 <u>390,000円</u> （3） 議員（常任委員長及び議会運営委員長） 月額 <u>365,000円</u> （4） 議員 月額 <u>360,000円</u> 第3条 議員報酬は、月の中途において就職（議長、副議長、常任委員長及<u>び議会運営委員長</u>）にあつては就任）したときは、その職についた日から<u>日割</u>により支給し、任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散によりその職を離れたときは、その日までの議員報酬を支給する。 2・3 （略）